

売買等契約約款

(総則)

第1条 受注者は、頭書の売買金額をもって頭書の期限内に物件等の供給を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(契約の変更、中止等)

第3条 発注者は、必要がある場合には、契約物件の内容を変更し、若しくは当該契約を一時中止し又はこれを打ち切ることができる。この場合において履行期限又は売買金額を変更する必要があるときは、発注者がこれを定め、受注者に通知するものとする。

2 受注者は、前項の通知を受け取った日から5日以内に変更契約を締結しなければならない。

3 第1項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行期限の延長)

第4条 受注者は、天災その他自己の責めに帰することのできない理由により履行期限までに供給することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付してその期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者が定める。

(物価の変動)

第5条 履行期限内に予期することのできない異常の理由に基づく経済情勢の変化により物価の変動を生じ、そのために売買金額が著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して売買金額又は契約内容を変更することができる。

2 前項の規定により契約内容を変更するときは、第3条第2項の規定に準じ変更契約を締結しなければならない。

(危険負担)

第6条 売買物件の引渡前にその物件について生じた損害は、受注者の負担とする。ただし発注者の責めに帰する理由による場合又は物件の供給後に生じた天災その他の不可抗力による損害については、発注者の負担とする。

(第三者に及ぼした損害)

第7条 物件の供給に当たり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他物件の供給に当たり第三者との間に紛争を生じた場合については、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第8条 受注者は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、物件の供給が不可能となったときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書面を提出し、契約の解除を請求することができる。

2 発注者は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、受注者が明らかに損害を受け、これにより物件の供給が不可能となったことが認められる場合は、受注者の契約の解除の請求を承認するものとする。

(検査、引渡の時期及び場所)

第9条 受注者は、売買物件の供給を完了したときは、発注者に納品届を提出しなければならない。

2 発注者は、受注者から前項の納品届を受領したときは、その日から10日以内に頭書の納入場所において検査を行わなければならない。この場合受注者は、検査に立会うものとする。

3 受注者は、検査に合格したときは、遅滞なく物件を引渡さなければならない。

(売買金額の支払い)

第10条 受注者は、前条第3項の規定により物件を引渡したときは、所定の手続きに従って売買金額の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払い請求書を受領したときは、その日から30日以内に売買金額を支払わなければならない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第11条 受注者の責めに帰すべき事由により納入期限内に物品を納入することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、既に引き渡した部分に係る売買金額を控除した額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定した率(以下「政府契約における利率」という。)を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による売買金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約における利率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(検査の遅延)

第12条 発注者の責めに帰する理由により第9条第2項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの期間の日数(以下「遅延日数」という。)は、第10条第2項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差引くものとし、又当該遅延日数が約定期間の日数をこえる場合には、約定期間は、満了したものとみなし、発注者は、そのこえる日数に応じ前条第3項に規定する遅延利息を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第13条 発注者は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対して相当の期間を定めて修補、代替物又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項の規定による履行の追完の請求、損害賠償の請求又は第3項の規定による代金の減額の請求は、第9条第3項の規定による引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

5 発注者は、物件の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の追完又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

6 第1項の規定は、物件の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示により生じたものであるとき又はこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第14条 発注者は、物件の供給が完了するまでの間は、第15条から第18条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 15 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限内に物件の供給が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に物件の供給が完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第 13 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 2 条第 1 項の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- (2) 第 2 条第 3 項の規定に違反して譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用したとき。
- (3) 履行期限内に物件の供給が完了する見込みが明らかでないときと認められるとき
- (4) 受注者がこの契約の物件の供給の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 第 22 条又は第 23 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 破産、再生手続開始、会社整理又は会社更生手続開始の申立がなされたとき。
- (9) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり事業執行が困難となると見込まれるとき。
- (10) その他、この契約に着手し又は事業を遂行することが明らかに困難と認められる事由が発生したとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(暴力団排除措置による無催告解除)

第 17 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者は損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を総括する者(営業所の業務を総括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。以下同じ。))をいう。)を法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)
- (4) 役員等が暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。)を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請け契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(談合その他不正行為による解除)

第 18 条 発注者は、受注者(受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員)がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁

止法」という。)の規定に違反する行為(以下「独占禁止法違反行為」という。)があったとして同法第 61 条第 1 項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)

- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る行政事件訴訟法第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)
- (3) 公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が行政事件訴訟法第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 排除措置命令又は課徴金の納付命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令等」という。)において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (6) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)に対する刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、売買金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前 4 条の規定によりこの契約が解除されたとき
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

(談合その他不正行為があった場合の違約金等)

第 20 条 受注者は、この契約に関し、第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、発注者に対して違約金(違約罰)として売買金額の 10 分の 2 に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売である場合、その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項及び第 19 条第 1 項に規定する違約金を合計した額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 前 2 項の規定は、この契約の終了後においても適用があるものとする。
- 4 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第 1 項に規定する違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して当該違約金の額を発注者に支払わなければならない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 21 条 第 15 条から第 18 条に定める事由が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 15 条から第 18 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 22 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 23 条 受注者は、売買の目的物の変更により頭書の売買金額が3分の2以上減じ又は履行期限が2分の1以上短縮されたときは、発注者に対し契約の解除を申し出て契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(賠償金、違約金等の控除等)

第 25 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から売買金額の支払の日まで政府契約における利率を乗じて計算した利息を付した額と発注者の支払うべき売買金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合は、発注者は、受注者の遅延日数につき政府契約における利率を乗じて計算した額の延滞金を追徴する。

(解除の効果)

第 26 条 契約が解除された場合には、第1条及び第 10 条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、契約が解除された場合において、受注者が既に物件の供給を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既納部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既納部分に相応する売買代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既納部分に相応する売買代金の額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

(契約に関する紛争の解決)

第 27 条 本契約に関する一切の紛争については、発注者と受注者とが協議して定める。

(契約外の事項)

第 28 条 この契約に定めない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別 記

債務負担行為に係る契約の特則

債務負担行為に係る各会計年度における売買金額の支払限度額は、次のとおりとする。

年度	金	円
年度	金	円
年度	金	円